

E地区	D地区	C地区	B地区	
次に掲げる用途の建築物（風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第	次に掲げる用途の建築物以外の建築物 一 博物館及びこれに付属する建築物 二 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設	次に掲げる用途の建築物以外の建築物 一 寺院及びこれに付属する建築物 二 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設	次に掲げる用途の建築物（風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいづれかの用に供するもの並びに共同住宅の用途に供する部分の容積率が十分の七十未満のものを除く。）以外の建築物 一 共同住宅 二 店舗又は飲食店 三 診療所 四 寺院 五 防災備蓄倉庫その他これに類する公共公益施設 六 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設 七 前各号の建築物に付属するもの	放送スタジオ 二 店舗、展示場又は飲食店 三 診療所 四 寺院 五 印刷工場 六 中水道施設、防災備蓄倉庫その他これらに類する公共公益施設 七 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設 八 前各号の建築物に付属するもの
計画図に示す壁面の位置の	除く。 これらに類する公園施設を	計画図に示す壁面の位置の教壇。ただし、二号壁面にあつては寺院の山門、四号壁面及び五号壁面にあつてはあずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設を	除く。 高さによる。	る公園施設、公共用デッキ、歩廊、エレベーター、エスカレーターその他これらに類する部分を ものからの高さによる。

G地区	F地区	
<p>一 風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物</p> <p>二 建築面積が百平方メートル未満の建築物。ただし、公益上必要な施設を除く。</p>	<p>一 風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物</p> <p>二 共同住宅の用途に供する部分の容積率が百分の四百二十五未満の建築物</p> <p>三 建築面積が千平方メートル未満の建築物。ただし、公益上必要な施設を除く。</p>	<p>五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供するものを除く。以外</p> <p>一 神社及びこれに付属する建築物</p> <p>二 店舗</p> <p>三 事務所</p> <p>四 幼稚園、保育所</p> <p>五 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所</p> <p>六 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設</p>
十分の十五	十分の百三十	
十分の五	十分の五十	
	十分の八	
二百平方メートル	二千平方メートル	
<p>数値。ただし、歩行者の回避性及び利便性を高めるために設ける広場、歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの、公益上必要な建築物その他これらに類するもの、建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分、給排水施設の部分並びに斜面地の安全対策に必要な土砂受け壁その他これらに類するものを除く。</p>		
<p>計画図に示す低層部は、計画面に示す低層部二</p> <p>ル十一メートル</p> <p>建築物の高さは、令第二十六条第一項に定める高さによる。ただし、T・P</p>	<p>百六十メートル</p> <p>建築物の高さは、令第二十六条第一項に定める高さによる。ただし、T・P</p> <p>に五メートルを加えたものからの高さによる。</p>	

<p>I地区</p> <p>一 法別表第二(ぬ)項に掲げるもの 二 風営法第二條第一項各号に掲げる風俗営業及び同條第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物 三 共同住宅の用途に供する部分の容積率が十分の八十未満の建築物</p>	<p>H地区</p> <p>風営法第二條第一項各号に掲げる風俗営業及び同條第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物</p>	
	<p>十分の五十八</p>	
<p>五平方メートル</p>	<p>千平方メートル</p>	
<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回避性及び利便性を高めるために設ける広場、歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの、公益</p>		
<p>二百二十メートル建築物の高さは、令第二條第一項第六号に定める高さによる。ただし、T.P.に五メートルを加えたものからの高さによる。</p>	<p>五十メートル建築物の高さは、令第二條第一項第六号に定める高さによる。ただし、T.P.に五メートルを加えたものからの高さによる。</p>	<p>に五メートルを加えたものからの高さによる。</p>

<p>地区 A一九</p>	
<p>二 法別表第二(ぬ)項に掲げるもの 風管法第二條第一項各号に掲げる風 俗営業及び同條第五項に規定する性風 俗関連特殊営業のいづれかの用に供す る建築物 三 建築面積が五百平方メートル未満の 建築物。ただし、公益上必要な建築物 の敷地のうち、円滑な交通ネットワーク の形成に資する昇降施設、地下鉄の 出入口その他これらに類するもの及び 便所、休憩所その他これらに類するも のを除く。</p>	
<p>十分の 百十五</p>	
<p>十分の 二十五 ただし、 公益上 必要な 建築物 の敷地 のうち、 円滑な 交通ネ ットワ ークの 形成に 資する 昇降施 設、地 下鉄の 出入口 その他 これら に類す るもの 及び 便所、 休憩 所</p>	<p>類する ものを 除く。</p>
<p>千平方メートル。ただし、公益上必要な建築物の敷地のうち、円滑な交通ネットワークの形成に資する昇降施設、地下鉄の出入口その他これらに類するもの及び便所、休憩所、及びこの施設</p>	<p>除く。</p>
<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するため必要な高さその他のことに類するもの、円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコース、地下鉄の出入口その他これらに類するもの、地域冷暖房施設及び地下鉄の給排気施設並びにこれらに付帯する建</p>	
<p>百九十メートル。建築物の高さは、令第二條第一項第六号に定める高さによる。</p>	

<p>地区 A-10</p>	
<p>二一 法別表第二(四)項に掲げるもの 二 風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物 三 計画図に示す南北通路一号を含む敷地においては、宿泊の用に供する部分の床面積が七千五百平方メートル未満の建築物。ただし、次に掲げる部分を除く。 (一) 一の宿泊室の定員が一人の場合にあつては、当該宿泊室の床面積が十平方メートル未満のもの (二) 一の宿泊室の定員が二人以上の場合にあっては、当該宿泊室の床面積が二十二平方メートル未満のもの (三) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分(宿泊者のみでの利用に供するものを除く。)</p>	
<p>十分の 十五</p>	
<p>十分の 五、た 公益上 必要な 建築物 のうち、 田舎な 交通ネ ットワ ークの 形成に 資する 昇降施 設その 他これ らに類 するも の</p>	<p>憩所そ の他こ れらに 類する ものを 除く。</p>
<p>十分の 六</p>	
<p>千平方メートル。ただし、公益上必要な建築物のうち、田舎な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースその他これらに類するもの並びに付</p>	<p>施設の下設、出入口その他これらに類するものも除く。 のる類らこの所休所びのる類らこの口出鉄地施 くをもすにれ他そ憩、便及もすにれ他そ入の下設、</p>
<p>にこれらに付</p>	<p>建築物の部分を 除く。</p>
<p>ル六十メートル は、令第 二条第一 項に定め る高さに よる。</p>	

<p style="text-align: center;">地区 B 二</p>	<p style="text-align: center;">地区 B 一</p>	
<p>一 法別表第二(ハ)項に掲げるもの 二 風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物 三 建築面積が二百平方メートル未満の建築物。ただし、便所、休憩所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。</p>	<p>一 法別表第二(ハ)項に掲げるもの 二 風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物</p>	<p>四 集会場その他これに類する用途に供する部分(宿泊者のみの利用に供するものを除く。) 五 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第三項に規定する簡易宿所営業及び同条第四項に規定する下宿営業の用に供する部分 建築面積が五百平方メートル未満の建築物。ただし、公益上必要な建築物の敷地のうち、円滑な交通ネットワークの形成に資する昇降施設その他これに類するもの及び便所、休憩所その他これらに類するものを除く。</p>
<p style="text-align: center;">十分の 五</p>	<p style="text-align: center;">十分の 二十</p>	
<p>十分の二。ただし、休憩所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。</p>		<p>及び他所に類するものを除く。</p>
<p style="text-align: center;">十分の 四</p>		
<p>千平方メートル以上の敷地の場合を除く。</p>		<p>形成の資する昇降施設その他これに類するもの及び便所、休憩所その他これらに類するものを除く。</p>
<p>帯する建築物の部分を除く。</p>		
<p>十五メートル以上の建築物の高さは、令第一項に定める高さによる。</p>		

